規制シート(様式)

190195100830001 平成28年12月19日

190193100630001			十成20年12月19日	
規制の名称	道路運送法	所管府省	国土交通省	
根拠法令等	道路運送法(昭和26年法律第183号)、道路運送法施行令(昭和26年政令第250号)、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)、自動車道事業規則(昭和26年8月23日運輸省令建設省令第2号)等		自動車局安全政策課課長 平井隆志 自動車局旅客課課長 鶴田浩久 自動車局総務課企画室 室長 谷口礼史	
規制目的	道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進すること			
規制内容の概要	 ○ 旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければない。 ○ 事業計画を変更しようとする場合には、一部を除き、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 ○ 自動車道事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。 ○ 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。 ○ 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、道路運送事業者、自家用有償旅客運送者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。 	関連する予算	_	
規制の最近の 改廃経緯	平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、不適格な事業者を排除するため、6月にとりまとめられた総合的な対策に基づき、各種の規制の強化を行った。 ①「道路運送法」の一部改正 i)事業許可の更新制の導入、ii)不適格者の欠格期間の延長、iii)民間指定機関による貸切バス事業者からの負担金徴収の制度を創設、iv)罰則の強化等を内容とする改正を行った。(道路運送法の一部を改正する法律(平成28年法律第100号))②「旅客自動車運送事業運輸規則」の一部改正 i)一般貸切旅客自動車運送事業者について、営業所ごとの運行管理者の必要選任数を、20両ごとに1名(100両以上分は30両ごとに1名)・最低2名とする。(現行は30両ごとに1名)・1)一般貸切旅客自動車運送事業について、運行管理者の資格要件を試験合格者のみに限定する。(現行は一定の実務経験、講習受講による資格取得が可能) iii)運送引受書に手数料の額を記載した書類を添付させることとする その他、規定の改正を行った。	関連する 政策評価結果	_	

及削さ維持、以中以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	これまで発生した旅客自動車運送事業者による事故等を踏まえ、道路運送事業における輸送 の安全を確保するため、不適正な事業者の排除が必要不可欠であり、引き続き道路運送法に より一定の規制を設ける必要がある。	規制の維持、改革 又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	上記のとおり		
見直し条項	平成28年法律第100号 附則第7条		
次の見直し時期	平成33年度		